

国民健康保険税の年税額の計算例
【複数世帯：介護保険分が課税されない場合】

【例】

○加入者：世帯主夫（35歳）・妻（34歳）・子（8歳）・子（3歳）

○給与収入：夫 4,000,000 円（給与所得 2,660,000 円）・妻 1,000,000 円（給与所得 350,000 円）

※給与収入を所得金額に換算すると、それぞれ上記の額になります。

【軽減判定の計算】

所得金額より、均等割・平等割に係る 7 割・5 割・2 割軽減世帯の基準に満たさないため、軽減制度には該当しません。

① 医療分の計算

○所得割 夫 $(2,660,000 \text{ 円} - 330,000 \text{ 円}) \times 6.80\% = \mathbf{158,440 \text{ 円}}$

妻 $(350,000 \text{ 円} - 330,000 \text{ 円}) \times 6.80\% = \mathbf{1,360 \text{ 円}}$

○均等割 $18,500 \text{ 円} \times 4 \text{ 人} = \mathbf{74,000 \text{ 円}}$

○平等割 $\mathbf{30,000 \text{ 円}}$

○小 計 $158,440 \text{ 円} + 1,360 \text{ 円} + 74,000 \text{ 円} + 30,000 \text{ 円} = 263,800 \text{ 円}$ （百円未満切捨）

$= \mathbf{263,800 \text{ 円（医療分）}}$

② 後期高齢者支援分の計算

○所得割 夫 $(2,660,000 \text{ 円} - 330,000 \text{ 円}) \times 1.70\% = \mathbf{39,610 \text{ 円}}$

妻 $(350,000 \text{ 円} - 330,000 \text{ 円}) \times 1.70\% = \mathbf{340 \text{ 円}}$

○均等割 $7,000 \text{ 円} \times 4 \text{ 人} = \mathbf{28,000 \text{ 円}}$

○小 計 $39,610 \text{ 円} + 340 \text{ 円} + 28,000 \text{ 円} = 67,950 \text{ 円}$ （百円未満切捨）

$= \mathbf{67,900 \text{ 円（後期高齢者支援金分）}}$

③ 介護保険分の計算

世帯員全員が 40 歳未満のため、介護保険分の課税はありません。 $\mathbf{0 \text{ 円}}$

◎国民健康保険税額合計

（年税額：①+②+③ $= 263,800 \text{ 円} + 67,900 \text{ 円} + 0 \text{ 円}$ ） $= \mathbf{\underline{331,700 \text{ 円}}}$

国民健康保険税の年税額の計算例
【複数世帯：介護保険分が課税される方がいる場合】

【例】

○加入者：世帯主夫（45歳）・妻（43歳）・子（16歳）

○給与収入：夫 5,000,000 円（給与所得 3,460,000 円）・妻 1,500,000 円（給与所得 850,000 円）

※給与収入を所得金額に換算すると、それぞれ上記の額になります。

【軽減判定の計算】

所得金額より、均等割・平等割に係る 7 割・5 割・2 割軽減世帯の基準に満たさないため、軽減制度には該当しません。

① 医療分の計算

○所得割 夫（3,460,000 円－330,000 円）×6.80%＝**212,840 円**

妻（850,000 円－330,000 円）×6.80%＝**35,360 円**

○均等割 18,500 円×3 人＝**55,500 円**

○平等割 **30,000 円**

○小 計 212,840 円＋35,360 円＋55,500 円＋30,000 円＝333,700 円（百円未満切捨）

＝**333,700 円（医療分）**

② 後期高齢者支援分の計算

○所得割 夫（3,460,000 円－330,000 円）×1.70%＝**53,210 円**

妻（850,000 円－330,000 円）×1.70%＝**8,840 円**

○均等割 7,000 円×3 人＝**21,000 円**

○小 計 53,210 円＋8,840 円＋21,000 円＝83,050 円（百円未満切捨）

＝**83,000 円（後期高齢者支援金分）**

③ 介護保険分の計算

○所得割 夫（3,460,000 円－330,000 円）×1.50%＝**46,950 円**

妻（850,000 円－330,000 円）×1.50%＝**7,800 円**

○均等割 12,000 円×2 人＝**24,000 円**

○小 計 46,950 円＋7,800 円＋24,000 円＝78,750 円（百円未満切捨）

＝**78,700 円（介護保険分）**

◎国民健康保険税額合計

（年税額：①＋②＋③＝333,700 円＋83,000 円＋78,700 円） ＝ **495,400 円**